

東北Qの会運営要領

【一般社団法人再開発コーディネーター協会東北Qの会運営要領】

1. 本会は一般社団法人再開発コーディネーター協会東北Qの会と称し、その事務局を原則として代表者の所属する事務所内に置く。
2. 東北地区Qの会の地理範囲は、新潟県を含む東北7県とするが、東北地区と業務的なつながりのある方であれば、参加を歓迎する。
3. 会員は、基本的には「一般社団法人再開発コーディネーター協会正会員」であるが、法人会員の構成員、並びに正会員になるための準備をされている人を含む。
4. 代表者は、学識経験者等に特別会員として会への参加を求めることができる。
5. 代表者は、必要に応じて行政等関係機関の方をオブザーバーとして参加を求めることができる。
6. 定額会費並びに入会金は徴収しない。なお、イベント毎に基本的な資料代・通信費相当分として、実額を受領することとする。会計年度は事業年度に準ずるものとする。
7. 研修会で外部講師を依頼した場合、研修会費・交流会費の支払いは免除すると共に、実費とは別に2万円を上限に謝金を支払うことができる。東北Q会会員及び東北Qの会会員に準ずるものが講師をした場合、謝金の支払は行わないが、研修会費・交流会費の支払いは免除する。
8. 研修会に学生が参加する場合、研修会費の支払いを免除することができる。
9. 年度の定例会は原則6月に開催し、予算及び決算は定例会において定める。
10. 会の代表者及び幹事は、協会会員（法人会員に所属する者を含む）とし、定例会において互選する。任期は2年とするが、再任を妨げない。
11. 会の代表者は、必要により副代表及び幹事を選任することができる。
12. 副代表は会の代表者のサポートを行い、会の代表者に有事があった場合その代理を務めるものとする。
13. 会の代表者は、幹事のなかから監事を1名選任しなければならない。
14. 会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
15. Qの会の代表幹事名で年度初めに実施計画書（別紙様式）を、年度終了後にすみやかに実施報告書を、協会会長宛てに提出するものとする。

平成 12 年 9 月 20 日	制定
平成 19 年 6 月 7 日	一訂
平成 20 年 6 月 19 日	二訂
平成 21 年 6 月 4 日	三訂
平成 22 年 6 月 23 日	四訂
平成 24 年 7 月 3 日	五訂
平成 25 年 7 月 5 日	六訂